

アイヌの伝統的生活空間の再生事業運営諮問委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 アイヌ文化振興等施策推進会議において、「アイヌの伝統的生活空間の再生に関する基本構想」に基づき、アイヌの伝統的生活空間（以下「イオル」という。）の再生に関する事業の効率的な推進を図るため、同会議の下に学識経験者及び伝承活動実践者から構成されるアイヌの伝統的生活空間の再生事業運営諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を開催する。

(業務)

第2条 諮問委員会は、アイヌ文化振興等施策推進会議の諮問を受け、イオルの再生に関する事業の運営及びイオルにおける文化伝承等について審議を行い答申する。

(委員)

第3条 委員は、国土交通省北海道局長及び文化庁長官が委嘱する。

2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 諮問委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、諮問委員会において選出する。

3 委員長は、会務を総理し、諮問委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 諮問委員会は委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、諮問委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第6条 諮問委員会の事務は、国土交通省北海道局総務課及び文化庁文化財部伝統文化課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、諮問委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が諮問委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月21日から施行する。